

健康保険を使用して接骨院・整骨院にかかる場合の変更点

患者照会に回答いただけない場合等は 「受領委任払い」から「償還払い」に 変更される場合があります

接骨院・整骨院からの療養費(正式名称：柔道整復施術療養費)の請求には、健康保険対象外の施術が含まれているケースがあります。

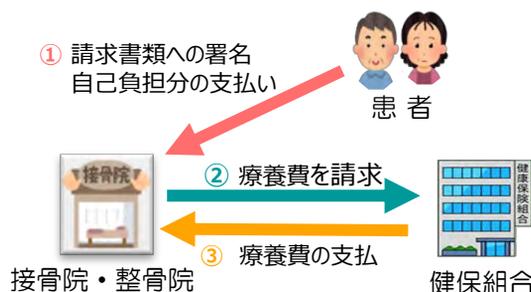
このため、厚生労働省から、接骨院・整骨院で受けた施術内容や負傷原因の照会を適宜行い適正に療養費を支払うよう求められていることから、パナソニック健康保険組合でも患者照会を行っています。

先般、厚生労働省の審議会で接骨院・整骨院での施術療養費において、下記の特定の患者に対し保険者(健康保険組合)の裁量により、「受領委任払い」から「償還払い」へ支払い方法を変更できる仕組みが規定されたことから、パナソニック健康保険組合においても導入開始することとなりました。償還払いへの変更の対象となる「特定の患者」には、「繰り返し患者照会を行っても回答しない患者」が含まれますので、患者照会には必ず回答されるようご注意ください。

▼「償還払いへの変更の対象となる特定の患者」に該当

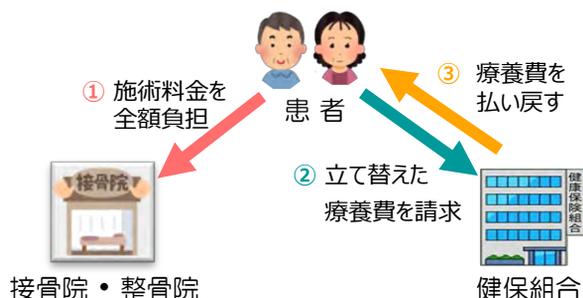
受領委任払い

窓口で自己負担分のみを支払い、接骨院・整骨院が療養費を健保組合に請求します。



償還払い

窓口で全額を負担し、後から健保組合に療養費を請求して払い戻しを受けます。



償還払いへの変更の対象となる特定の患者

- ① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）
- ② 自家施術（柔道整復師の家族や施術所の従業員等に対する施術）
- ③ **健康保険組合が繰り返し患者照会を行っても回答しない患者**
- ④ **複数の施術所（接骨院・整骨院）で同部位の施術を重複して受けている患者**

接骨院・整骨院で健康保険が使える範囲

認められるもの	認められないもの
<p>負傷原因がハッキリしている 外傷性が明らかな</p> <ul style="list-style-type: none">● 打撲● 捻挫● 挫傷（肉離れ）● 骨折● 脱臼 	<ul style="list-style-type: none">● 日常生活の疲れや老化による肩こり・膝の痛み等● けがではない病気(神経痛・リウマチ・椎間板ヘルニア等)による痛み・こり● 運動後の筋肉疲労● リラクゼーション目的のマッサージ● 症状の改善が見られない長期の施術● 脳疾患の後遺症や慢性病からくる痛みやしびれ● 医療機関で同じ部位の治療を受けているとき● 医師の同意のない骨折や脱臼の施術（応急処置を除く）● 仕事や通勤途上のけが（労災保険が適用） 

疲労回復・慰安を目的とする施術は **対象外** となります

接骨院・整骨院で健康保険を使うときは、ここに注意！

- **痛みの原因を正確に伝えましょう**
健康保険の対象にならない場合がありますので、正確に原因を伝えて健康保険が使えるかを確認してください。
- **療養費支給申請書の内容をよく確認して署名しましょう**
療養費支給申請書は健保組合への請求のための大切な書類です。
白紙の用紙に署名せず、記載内容を確認してから自筆で署名してください。
- **領収書は必ず受け取りましょう**
受けた施術の記録になりますので、領収書は必ず受け取って大切に保管ください。
- **施術が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう**
長期に施術を受けても症状が改善しない場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診察を受けてください。

《 パナソニック健康保険組合からのお願い 》

接骨院・整骨院からの療養費支給申請書の中には、健康保険対象外の施術が含まれているケースがあり、厚生労働省からも不適切な利用を防ぐ取り組みを求められています。以上により、健康保険で接骨院・整骨院を利用した方に、受けた施術内容や負傷原因などを文書またはWEB、電話により確認させていただく場合があります。照会があった際は、ご自身で回答いただきますようお願いいたします。 **※回答がない場合は、償還払いに変更される場合があります。**

